

あまりなかったようである。更に「雑役免荘園」といつて農民は年貢を国衙に納めながら、正税以外の雑・公事は免除され、免除されたものが領主の所得になるという形態が展開した。したがって、農民は国衙へ雑役は領主へと二重の支配を受けるようになり、ますます農民の負担は苦しくなっていた。

2 寄進型荘園

十一世紀に入るところから、「寄進型荘園」というのが生まれ、中世の時代へと繋っていく。

この形態は、国司として赴任した中流貴族及び地方豪族等が、開発した土地を不輪租化し、その地領を中央の貴族等へ形式的に寄進し、権力を借りて荘園を名のるといった、極めて巧妙な荘園手口である。

その後の荘園制

十一世紀から十二世紀ごろは、領主の直接支配地の他に、いくつかの名田によって構成されるといいう形が展開し始める。いわゆる名田制の確立である。

そして、鎌倉幕府成立後は、御家人となった在地領主たち（後の武士）を地頭に補任し、御家人に新たな恩賞として収益権を与えると共に、荘園や国衙領の地頭職に補任するという、いわゆる「地頭制度」が確立し、荘園制は大きく変わっていくこととなる。

所在地	荘名	年代	沿革
田河郡	副田荘	永承二年	金堂料七十町、観応三年地頭職嶋津上総入道跡、凶徒押領
京都郡	堅島荘	観応三年以前	遍智院真言堂永日護摩供料
同	窪荘	同	地頭職、本主余類押領
上毛郡	山田荘	同	地頭職二十余町、岩松義継寄進
(未詳)	夏焼荘	同	不知行

*『豊津町史』上巻より引用

豊前国の荘園

豊前国内での荘園史料はないが、『大宰府・太宰府天満宮文書』に、次のような荘園名が記されている。

菅原道真の祠廟とされている天満宮安楽寺は、その所有する荘園は北部九州を中心として、壱岐から南は薩摩におよぶ約一〇〇か所を掌握していたとされ、宇佐八幡社と在地勢力を二分していたことが分かっている。荘園の大部分は寄進型荘園によるもので、長治元年（一一〇四）には宇佐八幡社と荘園の權益をめぐって対立するが、安楽寺は独自の勢力を維持し、ますます大きくなっていった。豊前国の各荘園も、その勢力下に置かれていたものであろう。

二 古代の終焉（武士社会へ）

武士のおこり

律令社会が歪み始めると、人は武力闘争と支配勢力に傾きはじめた。

前項で記したように、開墾した土地の私有が認められるようになる、そこには旧来の地方豪族や有力戸主等がこぞって農民層を支配し、中央の権力者に寄進して権利・財産の拡大を企て、律令制から逃れようとした。しかしながら律令制の弱体化はこれらを防止するすべがなく、彼らは互いに侵略し闘争して武装集団を結成するようになった。つまり、武士のおこりである。

武士団の兆候が伺える大きな内乱は、東国における平将門の乱、西国の藤原純友の乱が十世紀中葉に起こる。前伊予掾（国司三等官）であつた藤原純友は一五〇〇艘をもつて、瀬戸内海の内海を率いて山陽・南海を荒らし、天慶四年（九四一）五月十九日大宰府を虜掠すと『日本略記』に記されている。賊の追捕使長官小野好古、次官源経基、判官藤原慶幸、主典大蔵春実ら、諸国の兵士や有力者（地域豪族一団）たちによる活躍があつたと考えられる。そしてこの時、賊は大宰府に侵入し、大宰府累代の財宝を奪い取り、府に火を放ち逃げたことが記されている。後に賊は博多津において敗れている。

こうした反乱時において、地方豪族らの率いる武装集団の活躍は、以後ますます勢力を拡大していくこととなる。

豊前の武士達

豊前地方の武士についての史料は定かでないが、『宇佐大鏡』によると、仁平年間（一一五一―一一五四）地元有力者であつた板井種人・板井種遠の親

子は、豊前国仲東郡城井浦（犀川町）田地二八七町歩余を地頭として押領し、同郡幡野浦では濫妨らんぼうをはたらいたと記されている。板井は国府の役人でもあり、その権威を利用してか、豊前国内の武士団をまとめ勢力を増大した。更に、押領した所領は京都郡稗田荘（行橋市）、仲津郡元永村（行橋市）、仲津郡城井郷（犀川町）、築城郡伝法寺荘（築城町）、田河郡柿原名（大任町）等範圍は広く、平氏の与党として活躍したのである。板井の本拠地は城井浦の神楽城という。